

## 社会福祉法人 陶都会 行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年 5月 1日～ 令和7年 3月 31日までの 3年間
2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業等の取得率を次の水準以上にする  
男性職員・・・育児休業取得率10%以上、もしくは、育児を目的として育児休暇制度等（子の看護休暇、所定労働時間の短縮制度等）の男性利用者1名以上を目指す  
女性職員・・・育児休業取得率75%以上

### <対策>

- 令和4年5月～ 管理職等を対象に制度、就業規程の周知及び研修を実施
- 令和4年5月～ 休業者の業務カバー体制、業務内容等の検討を行う
- 令和4年5月～ 育児休業規程の改正検討

目標2：令和5年4月までに、の所定外労働時間を削減するためノー残業デーを設定、実施する。

### <対策>

- 令和4年 5月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 令和4年 5月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修等を1回実施
- 令和4年 5月～ 各部署、事業所ごとに所定外労働時間の把握を行う
- 令和5年 4月～ 制度導入